

長泉町建設工事における最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長泉町における工事、製造その他の請負契約(以下「工事等」という。)を競争入札に付す場合において、契約の内容に適合した履行を確保するため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10第2項(令第167条の13において準用する場合を含む。)に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする請負契約)

第2条 この要領の対象とする請負契約は、予定価格が130万円を超え、かつ、長泉町低入札価格調査制度実施要領(平成14年6月10日告示第36号)の適用を受けない工事等を対象とする。ただし、予定価格130万円以下の工事等であっても、町長が特に必要と認める場合は、対象とすることができる。

(最低制限価格の設定及び算定)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の額に相当する額を加算して得た額とする。ただし、当該額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 最低制限価格算出の基礎となった額の合計額は、万円単位とし、万円未満の端数は切り捨てる。

3 第1項の規定による算定が困難な場合又は工事等の種類及び内容により同項の規定による算定が適当と認められない場合若しくは特別な工事等における最低制限価格については、第1項の規定にかかわらず、10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合を予定価格に乗じて得た額とすることができる。

4 第1項の規定により定める最低制限価格は、予定価格を記載する書面の下部に記載する。

(入札参加者への周知)

第4条 入札執行者は最低制限価格制度が適用される工事等の入札を行う場合には、入札公告、指名通知書等によりその旨を周知するものとする。

(開札処理)

第5条 入札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は当該入札

者を落札者としないものとし、落札者として旨を通知するものとする。

この告示は、令和6年4月1日から施行する。